

1. 計画の基本的考え方

1. 1 計画の主旨

「阿武隈川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的である

- 1)洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2)河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3)河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成16年1月に策定された「阿武隈川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示す法定計画を定めるものです。

本計画は、阿武隈川流域の自然、社会、歴史、文化を踏まえ、安全、安心が持続でき、豊かな自然を次世代へ受け継ぎ、さらには流域の自然と人と社会が調和した活力ある地域を創造する阿武隈川の整備を目指します。

1. 2 河川整備の基本理念

阿武隈川は、福島・栃木両県にまたがる那須連峰の旭岳(1,835m)に源を発し、福島県の中通り地方と宮城県の県南地方を南から北に縦貫し宮城県亘理町荒浜で仙台湾に注ぐ幹川流路延長239kmの我が国第6位の大河川です。

阿武隈川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは、流域内の社会・経済・文化の形成に欠くことのできない重要な役割を果たしてきました。しかし、一方では、過去幾度と無く洪水氾濫を引き起こし、当地域に甚大な被害をもたらしました。

阿武隈川の治水対策は、宮城・福島県境から上流部については大正8年から、県境から河口までの下流部については昭和11年から直轄事業として本格的な治水事業に着手しました。以来80余年が経過し、この間継続して洪水被害の軽減を目的とした河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあるため、戦後最大規模の洪水となった昭和61年8月洪水や平成10年、平成14年洪水など近年においても大規模な洪水被害が頻発しています。また、堤防整備等河川整備の進展とともに、過去の沿川氾濫原への人口・資産の集積が進み、内水氾濫被害や計画規模を上回る超過洪水に対する危機管理対応等の課題も顕在化してきています。

利水の面では、阿武隈大堰の建設、多目的ダムの建設による水資源開発など、これまでに多くの事業を実施してきました。今後はこれら施設を適切に維持管理するとともに、渇水に対する備えを充実させることが必要です。

維持管理の面では、平成の大改修により河川管理施設が急増し、一方で老朽化が進み更新時期を迎える施設の数が増加するなど、効率的な点検・補修が課題となっています。また、河床低下による河川管理施設の被害や、砂州の樹林化による流下能力の低下など、河道の特性を十分に踏まえた対策や調査研究も求められています。

1. 計画の基本的考え方

さらに、高齢化社会が進み災害時要援護者が増加するなど、阿武隈川を取り巻く社会的状況の変化を踏まえた避難警戒体制や地域の共助体制の確立が必要です。

一方、河川環境面では、深い渓谷を呈する狭窄部^{きょうさくぶ}を断続的に有するなど、自然の地形が造り出した景勝地が数多く存在する他、多種多様な生物が確認されるなど豊かな生態系を育んでいます。これら、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、流域が一体となって保全に取り組む必要があります。

このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、また、その管理内容を具体化し、充実していく必要があります。

さらに、阿武隈川の豊かな自然環境、歴史、文化、風土を背景として、流域内の人々が阿武隈川において多様な活動を展開しています。このため、人と河川とのかかわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、阿武隈川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これらの阿武隈川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

○安全で安心が持続できる阿武隈川の実現

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な各種治水対策を総合的に展開し、上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ段階的な整備を進め、洪水、内水被害、高潮、地震等さまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守るとともに、渇水に対する備えを充実させ、人々が安心して暮らせる安全な阿武隈川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理に努めます。

○豊かで多様な自然環境の次世代への継承

阿武隈川の自然豊かな環境と河川景観を次の世代へ引き継ぐため、連携と協働のもと流域一体となった河川環境の保全、再生、創出を目指します。

また、河川環境の整備と保全が適正に実施されるよう、河川環境の適正な管理に努めます。

○阿武隈川を軸とした人・自然・社会の調和と活力ある地域の創造

地域の自然環境・社会環境と調和した人と川とのふれあいの場を整備・保全することにより、阿武隈川を軸とした地域間交流や参加・連携を積極的に促し、人と河川との良好な関係の構築に根差した活力ある地域の創造を目指します。

1. 3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である 238.265km を対象とします。なお、阿武隈川本川上流部や支川等、各県知事管理区間の整備計画の策定及び変更時に十分な協議、調整を図り、不整合が生じないよう留意します。また、整備の実施に当たっては、計画の進捗状況に応じて適宜連絡調整を図り実施します。

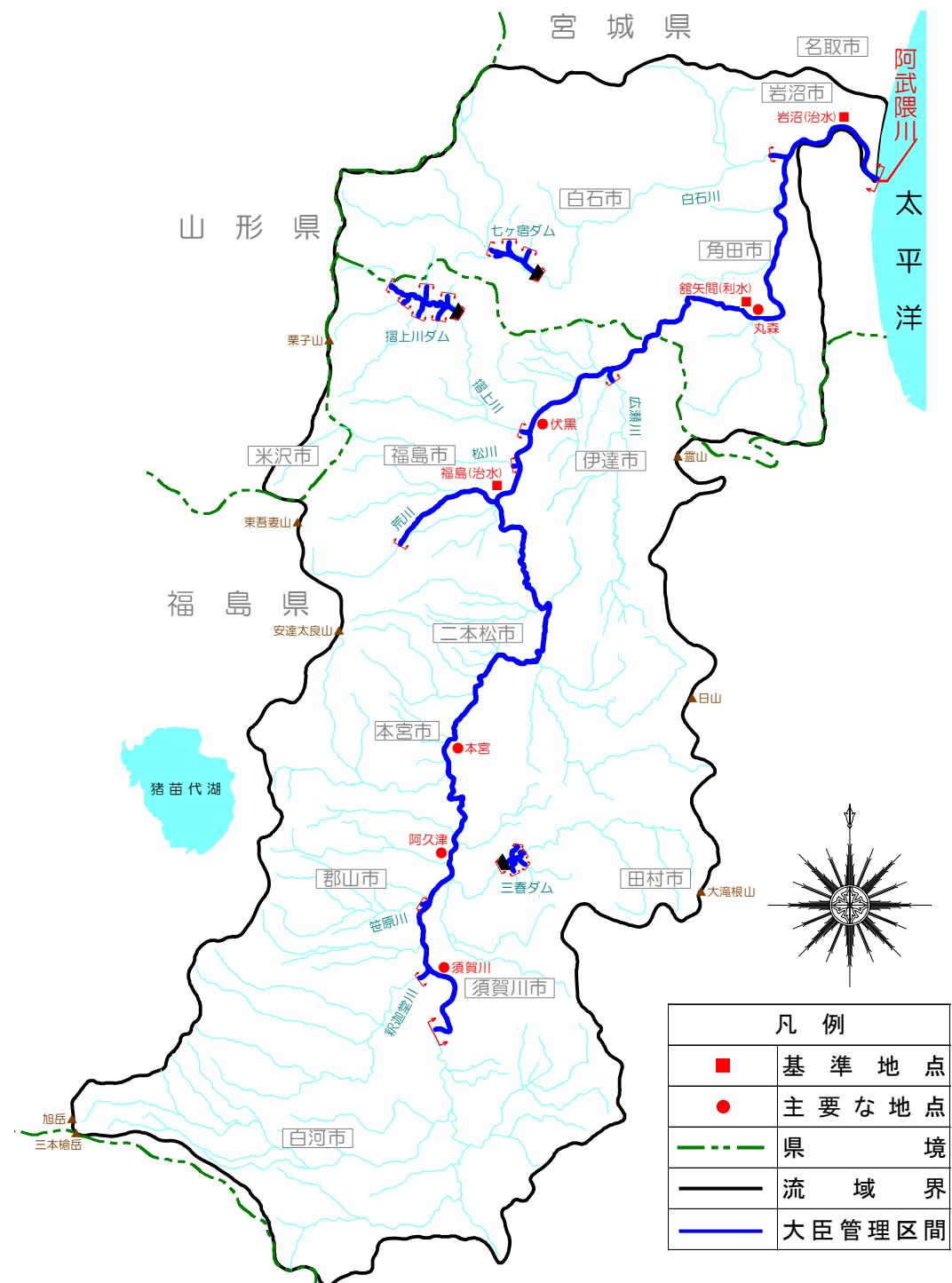


図 1-1 計画対象区間

1. 計画の基本的考え方

表 1-1 管理区間延長

河川名	区間		延長 (km)
	上流端	下流端	
阿武隈川	須賀川市大字前田川字深田22番の1地先の国道橋	河口	163.000
釈迦堂川	須賀川市大字西川字牛袋171番の1地先の国道橋	阿武隈川への合流点	1.700
笠原川	左 郡山市安積町荒井字道場67番の4地先 右 同市安積町笠川字広町28番の1地先	阿武隈川への合流点	1.410
大滝根川	福島県田村郡船引町大字芦沢字高屋125番3地先の川平橋下流端	左 福島県田村郡三春町大字西方字向山320番地先 右 同町同大字字西方前43番地先	6.060
三春ダム	左 福島県田村郡三春町大字柴原字四合内89番地先 右 同町同大字同字88番地先	大滝根川への合流点	2.250
	左 福島県田村郡三春町大字過足字元内106番のイ地先 右 同町同大字同字122番地先	大滝根川への合流点	2.350
	左 郡山市中田町牛総本郷字大閑59番地先 右 福島県田村郡三春町大字根本字仲田71番の2地先	大滝根川への合流点	3.650
	左 福島県田村郡三春町大字疊渡字下の前487番地先 右 同町同大字同字295番地先	蛇石川への合流点	0.700
	左 福島市佐原字山神前3番の1地先 右 同市荒井字地蔵原61番地先	阿武隈川への合流点	13.000
荒川	福島市内本字松川畠2番の4地先の国道橋	阿武隈川への合流点	0.700
松川	福島県伊達郡伊達町字諱訪前1番地先の道路橋	阿武隈川への合流点	0.800
摺上川	摺上川 中ノ沢の合流点	福島市飯坂町茂庭字岡畑30番の2地先の市道橋上流端	10.800
白根沢	左岸 福島市飯坂町茂庭字白根沢24番地先の上流端を示す標柱 右岸 同市同町茂庭同字22番地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	2.720
大深谷沢	福島市飯坂町茂庭国有林139林班ぬ小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	1.900
摺上川ダム	左岸 福島市飯坂町茂庭国有林118林班に小班地先 右岸 同市同町茂庭国有林95林班ぬ小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	4.300
	左岸 福島市飯坂町茂庭国有林137班ぬ小班地先の上流端を示す標柱 右岸 同市同町茂庭国有林136林班に一小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	2.380
	福島市飯坂町茂庭国有林120林班ぬ小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	1.700
	左岸 福島市飯坂町茂庭国有林135林班ぬ小班地先の上流端を示す標柱 右岸 同市同町茂庭国有林128林班イ七小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	0.140
	福島市飯坂町茂庭国有林135林班ぬ一小班地先の上流端を示す標柱	摺上川への合流点	0.490
広瀬川	左 福島県伊達郡梁川町字上川原16番の1地先 右 同町字鶴ヶ岡16番の1地先	阿武隈川への合流点	2.130
白石川	左 宮城県柴田郡柴田町大字榎木朝寺入山1番の2地先 右 同町大字下名生字須川前106番地先	阿武隈川への合流点	1.000
七ヶ宿ダム	左 石川 宮城県刈田郡七ヶ宿町字横川原27番地先 右 同町字鬼石28番の9地先	左 白石市小原字平37番の1地先 右 同市小原字江志堤下104番の1地先	8.780
	左 宮城県刈田郡七ヶ宿町字中峯3番の4地先 右 同町字若林山40番地先	白石川への合流点	2.000
	左 宮城県刈田郡七ヶ宿町字若林山36番の463地先 右 同町字滝447番の1地先	白石川への合流点	2.425
	左 宮城県刈田郡七ヶ宿町字渡瀬山国有林86林班た小班地先 右 同町字固有林88林班口小班地先	白石川への合流点	1.550
	左 宮城県刈田郡七ヶ宿町字柏木山66番地先 右 同町字萩崎3番の11地先	白石川への合流点	0.330
合計			238.265

1.4 計画の対象期間

本整備計画は、阿武隈川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行います。